

器 25 医療用鏡
一般医療機器 歯鏡 31776000

口腔内撮影用グラスミラー

【形状・構造及び原理等】

形状：板状のガラスの片面、若しくは両面を鏡面加工したミラー、若しくは、ミラーを保持するための棒状のハンドルである。

形状例



材質：

ミラー：ガラス

ハンドル：アルミニウム、シリコン、ポリアセタール

【使用目的又は効果】

口腔内診査のために用いる歯科用器具である。

【使用方法等】

- ・使用前に滅菌する。（高压蒸気滅菌／各医療機関により検証され確認された滅菌条件による。）
- ・ハンドルを組み合わせて使用する場合は、ハンドルのヘッド部を回して緩めてからミラーを挟み入れ、ヘッド部を右回りに回すと固定される。ミラーの角度は 35° の範囲で調整し、固定することができる。
- ・本品を口腔内に挿入し、患部が見られる状態に保持して、診査又は撮影を行う。

「使用方法に関連する使用上の注意」

- ・ミラーとハンドルを組み合わせて使用する場合は、しっかり締め付けてから用いること。不十分な締め付けの場合、使用中に角度が変わるおそれや脱落するおそれがある。

【使用上の注意】

- ・使用時に必ず製品の点検、洗浄・滅菌（【保守・点検に係る事項】参照）をし、異常が確認された場合使用しないこと。
- ・防錆に寄与する不動態皮膜形成に大きく影響するため、初めて使用する前の洗浄後の乾燥工程には充分時間を取ること。
- ・折損、破損等の原因となるので、本品に対する曲げ・切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）は絶対に行わないこと。
- ・破折等の原因となるため、強い衝撃を与えないように丁寧に扱うこと。
- ・血液、生理食塩水と長時間接触させたままにしないこと。
- ・長期の使用により磨耗等の劣化が生じるので、適宜交換すること。
- ・【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- ・歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- ・廃棄の際は感染防止に留意し、関係法令及び各自治体の指導に従った安全な方法で適切に処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

「保管方法」

- ・高温、低温、多湿、直射日光、火気、水分（水濡れ）、オゾン、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けない清潔な場所に保管すること。
- ・滅菌済みのものを貯蔵・保管する際、汚染を防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。
- ・「もらいさび」を防ぐため、錆びている器具と一緒に保管しないこと。
- ・接触腐食を防ぐため、材質の異なる金属製器具どうしは保管時に接触させないこと。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

「使用者による保守点検事項」

- ・使用前に必ず点検し、本品にバリ、破損、磨耗、腐食（錆）、変形、孔の発生、その他損傷等が確認された場合、使用を中止し廃棄すること。
- ・洗浄または消毒する際は、感染予防のためゴム手袋、保護メガネ、マスク等を着用すること。
- ・ハンドルを組み合わせて使用した場合は、洗浄または消毒する際に、ミラーとハンドルを取り外してから行うこと。
- ・機器に付着した血液、体液、組織及び薬品等は、乾燥・固化する前に洗浄液等への浸漬等により確実に除去すること。
- ・汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
- ・塩素系、ヨウ素系、酸性、強アルカリ性の洗浄剤や消毒剤は、使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。
- ・接触腐食を防ぐため、材質の異なる金属製器具どうしは洗浄時及び滅菌時に接触させないこと。
- ・金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面を損傷する原因となるので使用しないこと。
- ・鏡面が損傷することがあるので洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェクタ等）で洗浄しないこと。
- ・洗剤の残留がないよう十分にすすぎを行うこと。仕上げすすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いること。
- ・変色、シミ等を防ぐため、保管期間の長短にかかわらず洗浄した後は直ちに乾燥すること。
- ・滅菌する場合、高压蒸気滅菌（各医療機関により検証され確認された滅菌条件による。）をすること。
- ・完全に乾燥していることを確認してから保管（【保管方法及び有効期間等】参照）すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：フィード株式会社
商品インフォメーションデスク
電話 0120-004-504

製造業者：ミロワテリー ペティジョーン（フランス共和国）
(MIROITERIE PETITJEAN)